

上の原地区土地利用構想が まとまりました

◆土地利用の基本理念

「自然と調和した“複合多機能都市”を目指して」と題し、緑豊かな景観の保全を図りつつ、生活サービス・健康増進・業務・教育・住宅など多様な機能を導入し、まちのにぎわいと活力を生み出し、いきいきと活動するまちを目指します。

◆土地利用の基本理念を踏まえたゾーニング（配置領域の区画）と道路計画

右下図を参照ください。

◆ゾーニングの考え方

□集合住宅ゾーン

UR都市機構賃貸住宅の再整備が完了している区域を集合住宅ゾーンとして位置付け、良好な住環境の維持・保全を図ります。

□福祉施設ゾーン

既に整備されている保育所や、高齢者福祉施設の誘導に取り組んでいる区域を福祉施設ゾーンとして位置付け、あらゆる世代が集い、交流する場の創出を図ります。

□緑地・運動公園ゾーン

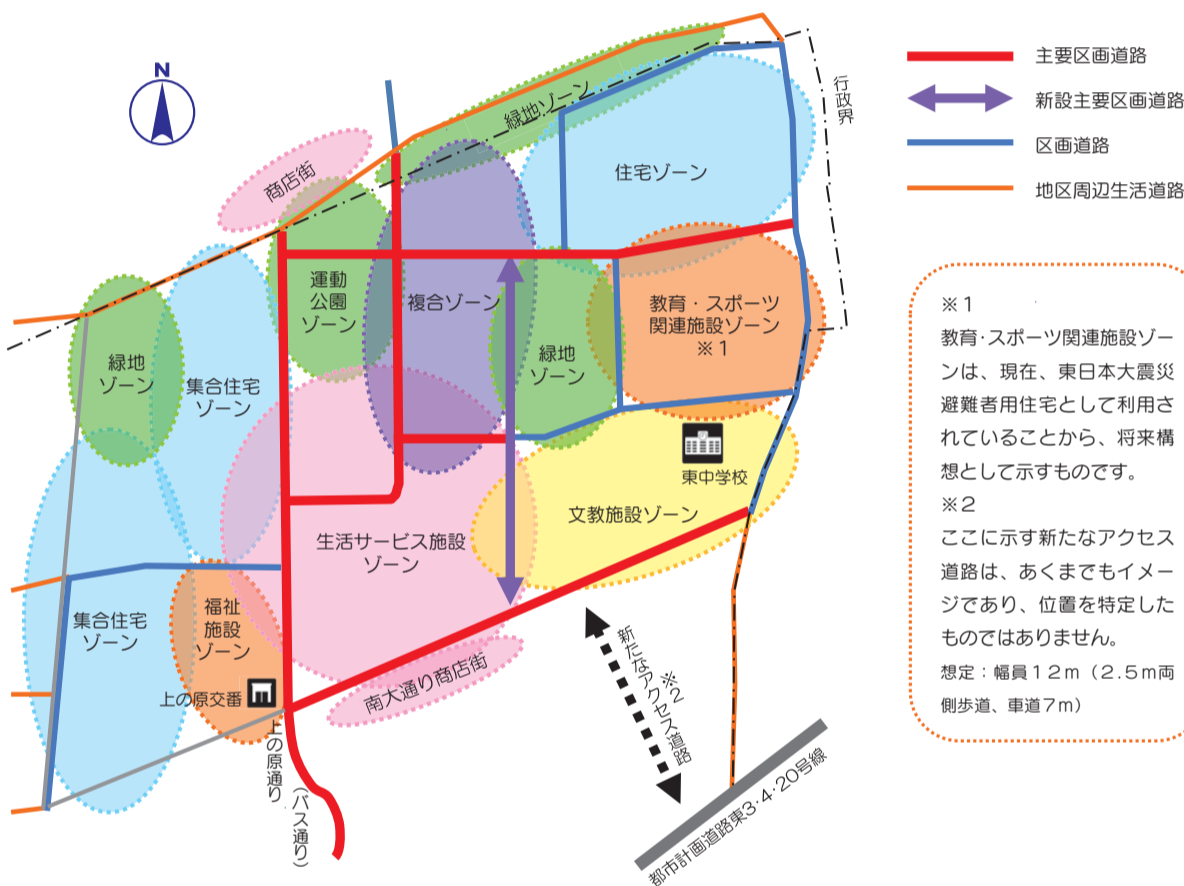
第四小学校跡北側に位置する武蔵野の雑木林の面影を残す東公園は、既存の樹木の保全を図りつつ、地区内外の憩いの空間として再整備を図ります。
また、テニスコート・広場がある中央公園は、運動公園として既存施設の維持更新を図ります。

□生活サービス施設ゾーン

既に商業施設の更新が行われた地区から南大通り商店街に至る区域を生活サービス施設ゾーンとして位置付け、日用雑貨をはじめとする住生活関連商品などを取り扱う店舗など、生活サービス関連施設の立地を誘導します。

□複合ゾーン

地区中央部の北側から生活サービス施設ゾーンに至る区域は、主要区画道路の整備を図り、地域に人との触れ合いや健康づくりの機会と場所を提供する健康増進施設や、地域活力の向上につながる事業所など、多様な機能が立地可能なゾーンとして位置付けます。



市では、上の原地区における大規模団地の建て替えや、国家公務員宿舎の廃止により生じる広大な余剰地について、新たなまちづくりに向けた取り組みを進めてきました。
このほど、土地所有者であるUR都市機構・国との協議、周辺自治会などへの説明を経て、市として土地利用構想を取りまとめるに至りました。
今号では、そのあらましをお知らせします。なお、土地利用構想の詳細は市ホームページから、ご覧いただけます。
詳しくは企画調整課☎470・7702へ。

□住宅ゾーン

地区北東側の周辺に戸建て住宅が隣接し、UR都市機構所有地と国有地が錯綜する区域を住宅ゾーンに位置付けます。

□教育・スポーツ関連施設ゾーン

中学校北側の国家公務員合同宿舎は、現在、東日本大震災避難者用住宅として活用されています。
将来構想として、昼間人口の増加に伴う周辺への経済的効果や、まちのイメージアップにもつながる大学等の教育施設や介護訓練施設、企業等の研修施設、スポーツ施設などの立地の誘導を進めます。

□文教施設ゾーン

24年3月に閉校した第四小学校跡地は、隣接する東中学校用地として利活用するため、小学校施設の取り壊しなど施設整備が進められています。
一方、敷地西側の境界では、国と市の土地が入り組んでいることに加え、地区内では南北に行き交う道路も不足していることから、区画道路の整備に併せ土地の交換などを進め、土地形状の整形化を図ります。

説明会を開催します

本号であらましをお知らせした「上の原地区土地利用構想」に関する説明会を開催します。

【日時】8月3日(日)
午前9時半～11時半
【会場】東部地域センター
1階講習室

【ご注意】車での来場は、ご遠慮ください。
会場の収容人数を超えた場合は、入場をお断りすることがあります
詳しくは企画調整課☎470・7702へ。

◆土地利用構想の実現に向けて

□都市基盤整備の推進

地区内の道路は、住宅団地の形成を前提に団地内通路などが形成されていますが、本構想に示したまちづくりを実現していくためには、区画道路の再整備が必要です。また、新たなアクセス道路の整備は、当該地区の土地利用を推進していく上で重要なポイントとなります。
これらの基盤整備は、具体的な土地活用の実施時期に合わせて整備を進めていく必要があり、企業などの進出をより確実なものとするためにも、着実な推進を図っていきます。

□地域住民の理解と土地所有者との協力体制の確立

本構想の実現のためには、地域住民の理解と土地所有者であるUR都市機構、国の協力が必要不可欠です。
引き続き土地所有者との協議を進め、併せて地域住民の皆さんのご理解をいただきながら、本構想の実現に向け取り組んでいきます。

《今号の主な内容》
・ 事務事業評価についてご意見を募集します
・ 後期高齢者医療制度の自己負担割合を定期判定します
・ 子育て中の皆さんを応援します
・ 夏休み期間、スポーツセンターを早朝開放します
7面 4面 3面 2面